日本在宅医療連合学会認定専門医制度規定

2010 年 2 月 27 日制定
2015 年 7 月 4 日改定
2019 年 5 月 11 日改定
2019 年 11 月 30 日改定
2024年 2 月 17 日改定
2024年 10月 5 日改定

第 1 章　総則

（目的・名称）

第 1 条 在宅医学に基づいた在宅医療の専門医を養成･認定し、在宅医療の発展に貢献することを目的とする。

２ 名称は「在宅医療認定専門医」(以下認定専門医と略す) Fellow of the Japanese Academy of Home Care Physicians とする。

（設置機関）

第 2 条 日本在宅医療連合学会に専門医委員会を置き、この制度の維持と運営にあたる。

２ 専門医委員会はこの制度全般の運営に当たり、この中に資格認定試験と資格の更新およびプログラム・施設認定のために次記の 3 つの部会を設置する。

専門医制度将来構想部会/専門医試験部会/専門医プログラム管理部会

第 2 章　認定専門医

（認定申請条件）

第 3 条　認定専門医の資格審査を申請するには、次の条件を満たしていなければならない。

① 医師免許を有し、医師として 5 年以上の経験を有していること。

② 医師としての人格ならびに見識を備え、在宅医療に実績を有していること。

③ 本学会の会員であること。ただし、研修プログラムの実施に支障のないかぎり、会員歴は問わない。

④ 全身管理が可能な医療技術を修得している事。具体的な要件は細則に定める。

⑤ 緩和ケア研修と内科研修を修了していること。ただし、一定の条件を満たす場合これを免除する。緩和ケア研修と内科研修の詳細は、細則に定める。

⑥（在宅研修プログラムコース）日本在宅医療連合学会の在宅研修プログラムを修了していること、あるいは申請期日までに在宅研修プログラムを修了見込みであること。在宅研修プログラムの詳細については細則で定める。

⑦（実践者コース）5 年以上の在宅医療（訪問診療）の経験を有するもので、学会が認めたものは、在宅研修プログラムの修了を免除し、認定専門医試験受験資格を認める（以下これを実践者コースという)。実践者コースの詳細については細則で定める。

２ 認定専門医の申請には次の書類を専門医委員会に提出する。

① 認定専門医資格審査申請書。

② 履歴書。

③ 在宅研修プログラムの研修証明書。ただし、実践者コースの申請者を除く。
④ 症例報告。症例報告の詳細については細則等で定める。
⑤ ポートフォリオ。ポートフォリオの詳細については細則等で定める。
⑥ 他施設交流研修修了証明書。他施設交流研修の詳細については細則で定める。
⑦ 本学会の定める宣言書一通。
⑧ 審査料。額は別に定める。
⑨ その他、本学会の定める書類。

（審査と試験）

第４条 一次審査は、提出された書類の書類審査を行う。審査の評価方法は、細則等に定める。

２ 二次審査は、一次審査合格者に対して専門医試験を年一回行う。専門医試験の詳細は、細則等で定める。

３ 認定の審査料。額は細則に定める。

（認定）

第５条 代表理事は、専門医試験の合格者に対して、理事会の承認を経て、認定専門医の認定証を交付する。

２ 認定料。額は細則に定める。

（認定の更新、活動休止）

第６条 認定専門医の認定更新は 5 年ごとに行う。ただし、特定の理由で活動休止が認められた場合はその期間だけ認定更新期間を延長することができる。また、何らかの事情で規定単位が取得できない場合は、一年を限度に代表理事に猶予を申請することができる。

２ 更新に必要な単位は 50 単位とする。
必要単位の半分（25 単位）以上は、本会が行うプログラムで取得する。
学会プログラム及び関連学会等の単位数については細則に定める。

３ 在宅医療専門医としての実績の報告。詳細は細則に定める。

４ 年に一回、認定の更新審査を行う。

５ 更新の審査料。額は細則に定める。

６ 活動休止の手続きは詳細等に定める。

（資格の喪失・取り消し）

第７条 認定専門医は、次の事由によりその資格を喪失する。
① 会員の資格を喪失したとき。
② 認定専門医の資格を辞退したとき。
③ 認定の資格更新を行わなかったとき。

２ 代表理事は認定専門医としてふさわしくない行為のあった者および宣言内容に違反し

た者に対し、専門医委員会および理事会の議を経て認定専門医の資格を取り消すことができる。

第３章　在宅研修プログラムおよび在宅研修施設

（在宅研修プログラムおよび在宅研修施設申請条件）

第８条　以下の基準を満たす医療機関は研修プログラムを学会に申請することができる。

① 在宅研修施設は、二十四時間対応で訪問診療を行っている医療機関とする。

② 在宅研修施設は、研修者が常勤（週4日勤務）で一年間以上の訪問診療の研修を受け入れることができる医療機関とする。

③ 在宅研修プログラムは、一名のプログラム責任者を配置する。プログラム責任者は指導医でなければならない。

２ 在宅研修プログラムは一つ以上の在宅研修施設で運営する。一定の条件を満たす場合は、複数の在宅研修施設が一つのプログラムを運営することができる。複数でプログラムを運営する条件については細則等に定める。

３ プログラム責任者の所属する在宅研修施設をプログラムの代表施設とする。

４ 在宅研修プログラムの研修期間は一年以上とする。

５ プログラム責任者は専門医委員会のプログラム審査・認定機関に、在宅研修プログラムの申請を行う。この際、プログラム責任者は、研修プログラム・研修施設申請書に各在宅研修施設の年間在宅患者総数、在宅看取り数等の必要事項を記載する。

６ 在宅研修プログラムの申請者は、申請内容の一部をホームページ等で公開することに同意しなければならない。

７ 在宅研修プログラムおよび在宅研修施設の申請についての他の要件は細則等で定める。

８ プログラム責任者は学会からの要請に応じて年次報告書を提出しなければならない。

（在宅研修プログラム認定および在宅研修施設認定）

第９条 専門医委員会の元に、プログラム審査・認定機関を置き、在宅研修プログラムと在宅研修施設の審査・認定を行う。

２ 学会は、学会誌、ホームページ等を通じて、各在宅研修プログラムと在宅研修施設等に関する情報を公開する。

３ 在宅研修プログラムおよび在宅研修施設の認定についての他の要件は細則等で定める。

４ プログラムの新規申請・認定は細則で定める。

（在宅研修プログラムと在宅研修施設の指定の更新と変更）第

１０条　在宅研修プログラムの指定更新は５年ごとに行う。

２ プログラム責任者は、更新時に年間在宅患者総数、看取り数等の必要事項を学会に報告する。

３ プログラム責任者は、プログラムの変更届を提出し、在宅研修プログラムと在宅研修施設についての情報を変更することができる。

４ プログラム責任者は、プログラムの内容に変更があった場合、あるいはプログラムを休止または廃止する場合にはその内容を速やかに報告しなければならない。

５ 研修プログラムの更新と変更についての詳細は細則等で定める。

（在宅研修プログラムの運営）

第１１条 在宅研修プログラムの運営に際しては、研修者の意向を尊重し、研修者が十分に学習できるような教育的配慮を行うよう努めなければならない。

２ 在宅研修プログラムのプログラム責任者は、研修医を受け入れた時は、一カ月以内に研修計画の概要を学会に提出する研修者登録を行わなければならない。

３ 研修プログラムの運営に関しての詳細は細則等で定める。

（在宅研修プログラムの指定の喪失・取り消し）

第１２条 在宅研修プログラムは次の事由によりその資格を喪失する。

① 在宅研修プログラムの指定を辞退したとき。

② 在宅研修プログラムの指定更新を申請しなかったとき。

③ 在宅研修プログラムの規定に該当しなくなったとき。

④ 在宅研修プログラム、在宅研修施設等の申請あるいは更新に際して、虚偽の内容を申請したとき。

⑤ 在宅研修プログラムの運営に際して、研修プログラムとして不適切な行為を認めたとき。

⑥ 指導医が在籍しなくなったとき。

２ 在宅研修プログラムあるいは在宅研修施設が、在宅研修プログラムあるいは在宅研修施設として不適当と判断したときは、代表理事は理事会の承認を経て、在宅研修プログラムと在宅研修施設の指定を取り消すことができる。

第４章　指導医

（認定）

第１３条 本学会の在宅医療認定専門医で一定の条件を満たすものを指導医とする。

２ 指導医の条件は細則に定める。

３ 指導医は、一つの在宅研修施設に登録される。一つの在宅研修施設は、複数の指導医を登録することができる。

（更新）

第１４条 指導医の更新は５年毎に専門医の更新時におこなう。

２ 更新にあたっての条件は細則に定める。

第５章 日本在宅医療連合学会認定登録医（略称：認定登録医）

第１５条 本学会の専門医であったものが在宅診療の実績が不足することで専門医の更新ができない場合に、一定の条件のもとに認定登録医を申請することができる。

２ 認定登録医も５年毎の更新が必要である。

３ 診療実績を満たせば、「在宅専門医」への復活を申請することができる。

４ 認定登録医であれば指導医の資格を更新できる。また、研修プログラムのプログラムコーディネータとしてプログラムの運営が可能である。
５ 認定登録医の要件、申請方法等は細則等で定める。

第６章　補則

第１６条 本規定の改正は、理事会の承認を経なければならない。
２ 本規定 2010 年 3 月から施行する。
３ 2010 年3 月をもって、経過措置による認定専門医制度終了する。